

## 当事者目録

〒 \_\_\_\_\_  
(住所)  
申立人

電話番号 ( )  
F A X ( )

(送達場所)  上記記載の住所  
 〒 \_\_\_\_\_

〒 1 0 2 - 8 2 2 5  
(住所) 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎  
第 三 者 東京法務局

〒 \_\_\_\_\_  
(住所)  
債務者

### 《債務者の特定に資する事項》

- (1) 旧本店所在地
- (2) 旧名称
- (3) 登記事項証明書上の名称
- (4)
- (5)

・原則として、情報提供命令には、申立人が作成した当事者目録が添付され、登記所は、その当事者目録（債務者の特定に資する事項を含む）の表記に基づき検索を行うことになるため、以下の事項に留意してください。

・債務者の特定に資する事項として、生年月日、旧住所又は旧本店所在地、旧姓又は旧名称、公的書類（戸籍謄本、住民票、法人の登記事項証明書等）上の氏名又は名称及び住所が正しく記載されないと、債務者が特定されないことを理由に、「該当情報なし」と回答される可能性があります。

・債務者が外国人である場合には、その氏名の片仮名表記並びに住民票上の通称名及び漢字表記名、債務者が外国に居住する場合には、その住所（外国の地名）の片仮名表記についても、債務者の特定に資する事項として記載されないと、債務者が特定されないことを理由に、「該当情報なし」と回答される可能性があります。